

2016 (平成28) 年12月8日

アマトムこと IR SAKURA 御中
(旧: アマギフ買取本舗)

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5
TEL048-844-8972/FAX048-844-8973
理事長 池本 誠司



再申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当表示使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

今般当会に、アマゾンギフト券の買取業務についての貴社のWebページ上の広告表示に関する情報が寄せられたことから、平成28年10月6日付け申入れをさせていただきますましたが、貴社からのご回答につき、再度、下記のとおり申入れをいたします。

つきましては、本書面到達後2週間以内に、申入れに対する回答を書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本申入書および貴社からの回答の有無・内容等は消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

貴社Webページ (<http://amagif-honpo.com/>) 上において、「キャンペーン」等との表記は削除されたものの、非常に大きな文字にて「最大買取実績」として買取率「96%」等の表記がなされております。

しかしながら、従前から指摘しておりますとおり、貴社の規約では、同買取率にて買取をするものは、10枚(10コード)以上お申し込みの場合で額面が買取お申し込み時に一番額面が低いもの1枚(1コード)のみに適応されるものです。しかも、現時点の他に適用される買取率は、「15%」と極めて低いものともなっており、その差は、著しいものでもあります。

このような表記は、不当景品類及び不当表示防止法における「有利誤認表記」又は「優良誤認表記」に該当するものと考えられます。

つきましては、「HOME」画面においても、単に条件があるとの記載のみではなく、規約の内容、他に適用される買取率を具体的かつ相応に大きな文字サイズを用いて容易に認識しうるような表記をするなど、最大買取率が適用されるのは、一部であることが、一般消費者に理解しうるように、改善をするようにしてください。

以上

《本件に関する問い合わせ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局長 岩岡 宏保

TEL : 048-844-8972 / FAX : 048-844-8973